

日赤大阪

No.139
2026



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

発行日: 令和8年4月1日 発行番号: No.139/2026 編集・発行: 日本赤十字社大阪府支部
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-7 TEL: 06-6943-0705

Facebook <https://www.facebook.com/jrcosaka/> 代表メール info@osaka.jrc.or.jp

日本赤十字社大阪府支部 検索



苦しんでいる人を救いたい



赤十字の活動資金にご協力ください

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36



いのちと健康

～赤十字講習100周年～

2026年 日本赤十字社は 講習普及100周年を迎えます



包帯法をまなぶ日本赤十字社衛生講習会(昭和初期)

日本赤十字社は、1926年から現在の「救急法」の前身である「衛生講習会」を事業に取り入れ、衛生学、救急法、家庭での看護の方法などの普及を開始しました。

現在では、「救急法」、「健康生活支援講習」、「水上安全法」、「雪上安全法」、「幼児安全法」の5つの講習を行っています。

今の日本では、119番通報すれば救急車が来て、病院に行けば治療が受けられます。しかし、事故や災害が発生してから救急車が来るまでの間、何もしなければ、刻一刻と尊い命

が失われます。そんなとき、そばにいる人が手を差し伸べ、正しく救助することが、救命やその後の回復に大きく影響することは、昔も今も変わりません。

「とっさのとき、誰もが救い、救われる」ために、日本赤十字社は今後も講習を普及します。

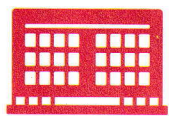
赤十字活動資金と義援金の違い

赤十字活動資金 日本赤十字社が実施する人々のいのちと健康を守り、人を育成する事業



寄付者

寄付



日本赤十字社



国内災害救護



赤十字防災セミナーの普及



救急法などの各種講習



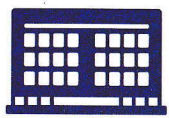
国内外の苦しんでいる方々へ

義援金 義援金配分委員会を通じて被災地の方々の生活支援へ



寄付者

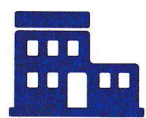
寄託



日本赤十字社



各被災地都道府県義援金配分委員会



被災市町村



義援金の振込
※被災者は罹災証明により義援金の申請を行う



被災者
被災地で苦しんでいる方々へ

※日本赤十字社はお寄せいただいた義援金を同委員会へ全額送金 ※受領書発行の諸経費等は日本赤十字社が負担

を守る赤十字活動

世界中で活動する



赤十字は、2022年以來、ウクライナ人道危機に立ち向かうために、赤十字のネットワークを活かし、緊急時の救援や復興支援などに取り組んでいます。

国内災害救護(災害時の対応訓練)



災害時に備え、平時より訓練や物資の整備、人材育成など、常に災害に対応できる体制を構築しています。災害時には、いち早く医療救護班等を派遣し、救護活動を行います。

ボランティアの育成



地域に根付いた活動や専門スキルを活かしたボランティア活動を展開しており、災害時にも支援活動を行います。

いのちと健康を守る知識と技術の普及



自助共助の取り組みを促進するため、救急法をはじめ、府内各地で様々な講習を開催しています。

いのちを繋ぐ献血



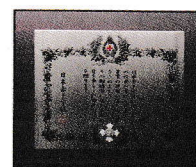
府内各地の献血会場では、多くの青年赤十字加盟校の高校生メンバーが献血呼びかけに取り組んでいます。

表彰制度の概要

赤十字活動資金のご協力に対して、次のとおり表彰制度を設けています。

特別社員	毎年(2,000円以上)または一時・数次で20,000円以上
支部長表彰状	一時または累計で100,000円以上
銀色有功章	一時または累計で200,000円以上
金色有功章	一時または累計で500,000円以上
社長感謝状	金色有功章受章後、一時または累計で500,000円以上

※上記の表彰のほか、その金額に応じて国の表彰申請の手続きをしております。詳細は支部までお問い合わせください。



▲ 銀色有功章
(個人・法人橋式)



▲ 金色有功章個人
※法人は橋式

税制上の優遇措置

日本赤十字社へのご寄付は確定申告することで、個人の所得税や企業の法人税の控除を受けられます。

個人の場合

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。

法人の場合

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

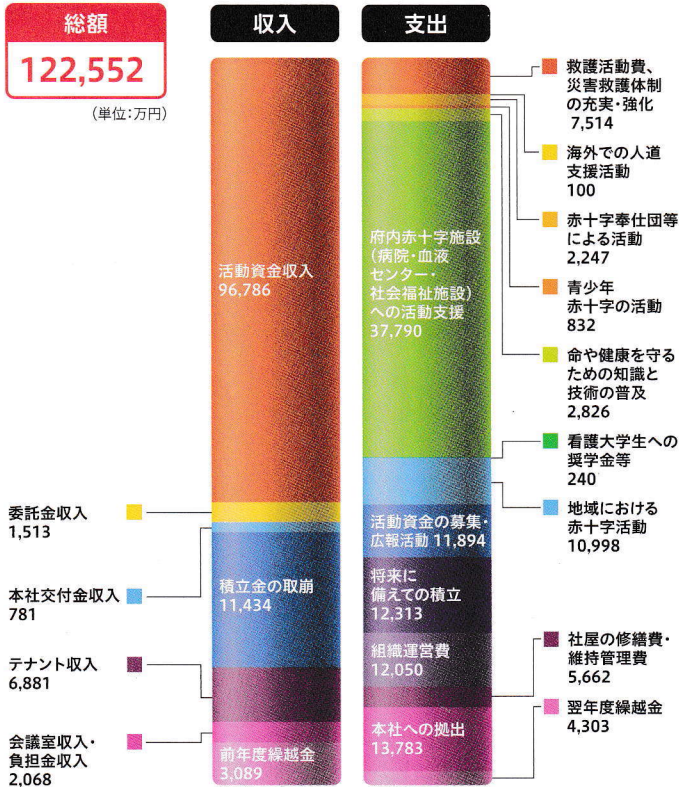
日赤大阪府支部の収支決算・予算のご報告

決算

令和6年度収支決算の概要

令和6年度大阪府支部一般会計歳入歳出決算は、令和7年6月に開催された支部評議員会(※1)及び代議員会(※2)において承認されました。

※1 評議員:各地域で選出された会員の代表の方 ※2 代議員:各支部の評議員会で選出された代表の方



※当初の見込を上回る活動資金について、災害救護活動のための積立を行いました。
※会計規則の変更に伴う積立金の移動は、収入・支出とも未計上。

予算

令和8年度収支予算の概要

令和8年度大阪府支部事業計画及び一般会計歳入歳出予算は、令和8年2月に開催された支部評議員会及び同年3月に開催された代議員会において承認されました。



赤十字活動資金への温かいご協力をお願いします。

ご寄付の方法



地域でのご協力

町内会・自治会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて府内各市町村の赤十字担当窓口からもご協力いただけます。



クレジットカードによるご協力

二次元コードからの登録により、クレジットカードでご寄付いただけます。「毎月・毎年・今回のみ」からお選びいただけます。



郵便局・ゆうちょ銀行でのお振込

口座番号 00990-4-54795 加入者名 日本赤十字社大阪府支部

郵便局備え付けの振込票に寄付金額、住所・氏名等を記載し、郵便局の窓口にてご寄付いただけます。

※窓口からの振込は、手数料が免除されます。 ※銀行(りそな、三井住友、三菱UFJ、みずほ)から振込む場合は、手数料が免除となる振込用紙をお送りします。お問い合わせ先までご連絡ください。

遺産の寄付をお考えのみなさまへ 思いを託す。未来へ繋ぐ。

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えてしています。日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。遺贈・相続財産寄付に関する資料請求・お問い合わせは、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社大阪府支部に遺贈された財産及び相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。(申告書提出期限は相続から10か月以内)

遺贈について

遺言による方法で、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社大阪府支部の事業と指定することで、大阪府内の赤十字活動に役立てることができます。



お問い合わせ

TEL.06-6943-0707 (平日:午前9時~午後5時30分)



環境にやさしい「植物油インキ」を使用しております。